

【コンプライアンスに関する規定】

第1条（コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者）

役職員は、会社におけるコンプライアンス（会社又は役職員等が会社の業務遂行において法令（会社の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 代表取締役社長 を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

第2条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表）

コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

【公益通報者保護に関する規定】

第3条（公益通報制度）

会社は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及び会社に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

第4条（相談窓口及び通報窓口）

会社は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

2 役職員は次の窓口で相談・通報することができる。

- (1) JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン
- (2) 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために プロジェクトオフィサー

第5条（不利益処分等の禁止）

会社の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

（附則）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

以上